まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

ト　（略）

七～九　（略）

（処分受託者の情報処理センターへの再生に係る報告）

第八条の三十四の三の二　処分受託者は、法第十二条の五第三項の規定による報告（産業廃棄物の処分が最終処分であるときに限る。）を行うとき又は同条第四項の規定による報告を行うときは、受託した産業廃棄物について最終処分が終了するまで又は再生を行うまでのすべての処分について、各処分ごとに、情報処理センターに次に掲げる事項を報告しなければならない。

一　処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号

二　処分を行った事業場の名称及び所在地

三　処分方法

四　処分方法ごとの処分量（当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される処分量を含む。）

五　処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量（当該数量を的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。）

（情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知）

第八条の三十四の四　情報処理センターは、法第十二条の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日、当該報告に係る登録番号及び前条各号に掲げる事項を通知するものとする。

ヘ　（略）

七～九　（略）

（新規）

（情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知）

第八条の三十四の四　情報処理センターは、法第十二条の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該報告に係る登録番号を通知するものとする。

（情報処理センターによる報告）

第八条の三十六　法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項及び第四項の規定による報告の内容（第八条の三十四の三の二各号に掲げる事項を除く。）並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録したものを当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～四　（略）

（手数料の納付方法）

第十九条　法第二十四条の規定による手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

（情報処理センターによる報告）

第八条の三十六　法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録したものを当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～四　（略）

（手数料の納付方法）

第十九条　法第二十四条の二の規定による手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第八条の四の二の改正規定　令和八年一月一日

二　第八条の三十四の三の二、第八条の三十四の四及び第八条の三十六の改正規定　令和九年四月一日

（委託契約に含まれるべき事項に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

訓　令

○出入国在留管理庁訓令第14号

地方出入国在留管理局長
地方出入国在留管理局支局長
地方出入国在留管理局出張所長
地方出入国在留管理局支局出張所長

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年４月22日

出入国在留管理庁長官　丸山　秀治

（公印省略）